

資料3_個人住民税WT_全国意見照会への対応方針（納税通知書）

税目	01_個人住民税
帳票No.	49
帳票名称	納税通知書

※システム印字が必要な項目のみ記載しています（プレプリントを前提とする項目は記載していません）。

No	表示項目		実装すべき項目	実装しても しなくても良い項目	備考	合計：○の数 (全回答の集計)	根拠内訳					事務局見解
	大分類	小分類					地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	
1	帳票名			●		27	3	13	8	1	2	「実装すべき項目」とする
3		台帳番号		●	課税台帳上の世帯に振られている番号を印字	4	0	1	3	0	0	「実装すべき項目」とする
7	口座情報	口座番号		●		134	2	120	8	0	4	「実装すべき項目」とする
8		金融機関名		●		158	3	141	9	0	5	「実装すべき項目」とする
9		預金種別		●		135	3	120	8	0	4	「実装すべき項目」とする
10		口座名義人		●		139	3	124	8	0	4	「実装すべき項目」とする
11		振替方法		●	各期または全期を印字	126	2	113	6	0	5	「実装すべき項目」とする
16		返戻入力用バーコード		●		11	0	1	7	0	3	「実装すべき項目」とする
17	引抜き用番号			●	納税通知書の種類ごとに連番を印字する、引抜き処理用の番号。 納税通知書の種類は以下の中から必要なものを導入時に選択する 区ごと（指定都市のみ）、4期・1期・口座・随時の区分ごと、郵便番号（7桁）ごと、課税年度ごと、徴収方法ごと、郵便番号（指定した複数の郵便番号（郵便局単位））ごと、納付書の枚数ごと、本人死亡ごと	98	0	0	93	0	4	「実装すべき項目」とする
41		営業等（収入金額）		●	金額を記載する。	2	0	1	0	0	1	
43		農業（収入金額）		●	金額を記載する。	2	0	1	0	0	1	
45		不動産（収入金額）		●	金額を記載する。	2	0	1	0	0	1	
47		利子（収入金額）		●	金額を記載する。	2	0	1	0	0	1	
49		配当（収入金額）		●	金額を記載する。	3	0	2	0	0	1	
51		給与（収入金額）		●	金額を記載する。	103	2	90	3	2	5	「実装すべき項目」とする
53		（公的年金等収入）雑（収入金額）		●	金額を記載する。	113	1	102	3	2	5	「実装すべき項目」とする
56		譲渡・一時（収入金額）		●	金額を記載する。	5	0	3	0	0	2	
60		山林所得（所得金額）		●	金額を記載する。	59	2	49	2	0	6	「実装すべき項目」とする
61		退職所得（課税標準額）		●	金額を記載する。 導入時に市区町村民税と都道府県民税それぞれの算出所得割額も記載するかを選択できること。	35	9	21	1	0	4	「実装すべき項目」とする

資料3_個人住民税WT_全国意見照会への対応方針（納税通知書）

税目	01_個人住民税
帳票No.	49
帳票名称	納税通知書

※システム印字が必要な項目のみ記載しています（プレプリントを前提とする項目は記載していません）。

No	表示項目		実装すべき項目	実装しても しなくても良い項目	備考	合計：○の数 (全回答の集計)	根拠内訳					事務局見解
	大分類	小分類					地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	
62		退職所得（所得金額）		●	金額を記載する。	38	2	30	1	0	5	「実装すべき項目」とする
64		分離短期譲渡（所得金額）		●	金額を記載する。	74	2	62	3	0	7	「実装すべき項目」とする
65		分離短期譲渡（特別控除額）		●	金額を記載する。	36	1	30	2	0	3	「実装すべき項目」とする
67		分離短期譲渡－軽減（所得金額）		●	金額を記載する。	66	2	55	2	0	7	「実装すべき項目」とする
68		分離短期譲渡－軽減（特別控除額）		●	金額を記載する。	36	1	29	2	0	4	「実装すべき項目」とする
70		分離長期譲渡（所得金額）		●	金額を記載する。	35	9	21	1	0	4	「実装すべき項目」とする
71		分離長期譲渡（特別控除額）		●	金額を記載する。	38	1	31	2	0	4	「実装すべき項目」とする
73		分離長期譲渡－優良住宅等（所得金額）		●	金額を記載する。	60	1	50	2	0	7	「実装すべき項目」とする
74		分離長期譲渡－優良住宅等（特別控除額）		●	金額を記載する。	33	1	26	2	0	4	「実装すべき項目」とする
76		分離長期譲渡－居住用財産（所得金額）		●	金額を記載する。	58	1	49	1	0	7	「実装すべき項目」とする
77		分離長期譲渡－居住用財産（特別控除額）		●	金額を記載する。	31	1	25	1	0	4	「実装すべき項目」とする
79		株式等の譲渡（所得金額）		●	金額を記載する。	73	1	62	3	0	7	「実装すべき項目」とする
81		上場株式等の配当等（所得金額）		●	金額を記載する。	71	1	62	3	0	5	「実装すべき項目」とする
83		先物取引（所得金額）		●	金額を記載する。	73	1	62	3	0	7	「実装すべき項目」とする
84		肉用牛の売却価額（課税標準額）		●	金額を記載する。 導入時に市区町村民税と都道府県民税それぞれの算出所得割額も記載するかを選択できること。	30	3	22	1	0	4	「実装すべき項目」とする
86	合計所得金額	合計所得金額		●		95	4	76	5	1	9	「実装すべき項目」とする
88	総所得金額等	総所得金額等		●		60	3	50	2	0	5	「実装すべき項目」とする
131	問い合わせ連絡先	担当部署		●		42	0	33	3	1	5	「実装すべき項目」とする
132		電話番号		●		42	0	33	3	1	5	「実装すべき項目」とする
133		FAX番号		●		15	0	9	2	0	4	「実装すべき項目」とする